

平成23年度大阪府森林審議会
森林保全整備部会（第5回）会議録

日 時 平成24年1月25日 午後2時～午後4時

場 所 ホテル大阪ベイタワー4階（金枝の間）

大阪府森林審議会第5回森林保全整備部会

平成24年1月25日

【司会（岡田総括主査）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから大阪府森林審議会第5回森林保全整備部会を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課の岡田です。よろしくお願いいたします。

本日の部会には委員8名中7名のご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第6条第4項に基づき、本部会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の部会は大阪府の会議の公開に関する指針に基づき、公開となっておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。まずA4版で、次第。次に、A4版で森林審議会規程。それに続きまして、A4版で配席図。右肩のほうに資料1とあります、新たな森林保全システムの構築（答申素案）。それから次にA4横長で右上に資料3と書いております「森づくりタウンミーティング」における参加者からの主なご意見。それからA3横長で右上に資料の2、新たな森林保全システムの構築（答申素案）の概要。それからA3版で縦長ですけれども、左上に新たな森林保全システム実証モデル森林の取組事例。資料は以上です。ございますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして西山みどり・都市環境室長からごあいさつを申し上げます。

【西山みどり・都市環境室長】 みどり・都市環境室長の西山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪府森林審議会第5回森林保全整備部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、国においてさきに決定されました、平成24年度当初予算概算の案におきましては、林野関係予算は対前年度比4.1%マイナスという数字になっております。その中で平成21年度から23年度にかけて、放置森林対策における間伐の実施であるとか、路網の整備に府が有効に活用してきました森林整備加速化林業再生基金、これの次期対策が震

災復興予算の重点化等により、認められるかどうか非常に心配しておりましたが、実施メニューの変更であるとか予算枠の縮減はあったものの、継続ということになり、一安心しているところでございます。加えまして、その中で林業機械や路網の開設に関する人材育成の支援メニューも追加されたということから、府といたしましても森林保全システムの実行に際してはこういった支援策を有効に十分に活用していきたいと考えております。新たな森林保全システムの構築につきましては、平成22年12月に第1回の部会を開催して以降、本日まで4回にわたり、府内各地域の現状や課題、地域ぐるみの森づくりを実践するモデル林の取り組みなどを踏まえ、ご検討いただいているところでございます。

第5回目となります本日は、このシステムの構築につきまして、これまでの部会で委員の皆様からいただいたご意見をもとに取りまとめた答申案についてご検討いただき、次回の森林審議会に報告させていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、最後の部会となりますので、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご議論をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

【司会（岡田総括主査）】 次に、本日ご出席いただいている委員の皆様をご紹介させていただきます。

増田部会長でございます。

【増田部会長】 増田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（岡田総括主査）】 奥野委員でございます。

【奥野委員】 奥野です。

【司会（岡田総括主査）】 越井委員でございます。

【越井委員】 こんにちは。越井でございます。

【司会（岡田総括主査）】 小杉委員でございます。

【小杉委員】 小杉です。よろしくお願いいたします。

【司会（岡田総括主査）】 古川委員でございます。

【古川委員】 よろしく申し上げます。

【司会（岡田総括主査）】 水原委員でございます。

【水原委員】 どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会（岡田総括主査）】 吉田委員でございます。

【吉田委員】 どうぞよろしくをお願いいたします。

【司会（岡田総括主査）】 以上でご紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

大阪府森林審議会規程第6条第4項によりまして、増田部会長に議事進行をお願いしたいと思います。では、増田部会長、よろしくお願いいたします。

【増田部会長】 はい、増田でございます。

これから議事進行を進めさせていただきたいと思いますが、先ほども室長さんからございましたように、4回の議論を重ね、きょうで5回目でございます。一定の取りまとめをして審議会に報告するという最終になっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事を始めます前に議事録署名委員ですけれども、奥野委員と古川委員のお2人をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。この間、タウンミーティングも積極的に各地域でやっていただいたということもございます。最終結果に向けてということで、部会での検討結果の取りまとめについて事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【北山森づくり支援補佐】 みどり推進課森づくり支援グループの北山です。よろしくお願いいたします。

それでは、新たな森林保全システムの構築の答申の素案ということで、お手元の資料1をごらんください。この内容につきましては、あらかじめ委員からいただいておりますが、ご意見について適宜反映させていっておりますが、まだ十分ではないと思いますので、本日ご確認いただきましてご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、全体を説明させていただきます。まず1枚めくっていただきまして、目次のところになります。この答申素案の構成ですが、まず、はじめにということで今回の審議に至った経緯と審議の状況等について書いております。それから1番目に、森林・林業の現状と課題ということで今の国の動きですとか、府内の森林・林業の現状、それから問題点・課題を挙げております。2番目に今後の取り組みの基本方向ということで、今回のシステムの基本的な考え方と視点を挙げております。3のところでは新たな森林保全システムということで、「地域との共創」、「川上から川中・川下の共創」、「生活者との共創」という3つの仕組みに加え、この検討に際して行っております実証モデル森林の取り組みの事

例をご紹介させていただくということにしております。最後に取り組みの推進に当たってということで、4番目にこのシステムの取り組みを進めるに当たってどのようにして実効性を確保するかということを書いております。最後に資料編ということで、国と府内と森林・林業の現状を挙げております。

本文ですが、1ページ目がはじめにということで、先ほど申したようにこれまでの検討の経過をまとめております。

それから、2ページ目で簡単に国の動きを書いております。それに続いて(2)で府内の森林・林業の状況ということで、データですとか府内の地域別の森林の特色といったことを書いております。特にこの後4ページの下段のほうですが、これまでの資料から1つデータを追加しまして全国の木材価格の推移というものをに入れております。これは前回の審議会でご質問があったのですが、山元での価格と、木が伐採・搬出されて製品になって出ていったときの価格の流れというのがどのようになっているのかということがありましたので、このようなグラフを入れております。一番下の立木育成段階というのが山元で、林業者の方の手に入るお金ということです。真ん中の素材生産流通段階というのが、それを山から出してきて素材として売る段階での値段ということです。最後、製品加工流通段階というのが、その素材を加工して製品になった段階で売られる価格ということになっております。基本的には全体的に下落傾向にあるということなのですが、特に山元の価格での下落が激しいという結果が出ております。

この後5ページで、今の大阪府の取り組み状況を簡単に書いております。

次に6ページですが、ここで問題点と課題ということで、天然林、人工林、それから木材利用の面、それと府民参加を進めていく必要があるということで、そういう面からの課題を4つ挙げております。

7ページが今後の取り組みの基本方向ということで、まず全体の基本的な考え方として森林を府民全体の貴重な財産、環境財であるにとらえて、民間や公共のさまざまな関係者が協力して森づくりに取り組んでいく共創ということを実現するのを基本としております。その後に取り組みの視点ということで、まず1点目に大阪はやはり人が多い、企業が多いというような特色がある大都市ですので、そういう受益者が多く、そういう方々に参画していただいて森づくりを考えていきたいと思いますという、そのような視点が1つです。それからもう1つは、これも大消費地で人が多いということもありますので、木材をもっと使っていただくということです。特に地元の大阪府内の木材について地産地消ということで

利用拡大を目指すということと、もう1点はそれ以上にやはり消費量が非常に多いということがありますので、どのようにして木材を使っていくのかというようなことをもっと提案していく必要があるのではないかと考えております。ここについては府内産材をもっと使っていただくということが基本なのですが、それにとどまらずに、その供給が追いつかない面などもありますので、地域材ということで周辺の府県の材、いわゆる国産材というものもどんどん使っていただくということを考えております。それから、次の3点目は費用負担の目標ということで書いております。森林からの産物、木材など、そういうものを販売して市場経済で賄える部分というのをできるだけ頑張っただけ増やしていき、それでも足りない部分を公的支援で補うということを基本としまして、特に防災機能の発揮が強く求められる保安林のような森林については、全面的に公的支援をしていこうと。逆に、林産物が売れるようなところについてはできるだけ販売を進めて、その利益で森林の手入れが進むように進めていこうということで考えております。ただ、その場合でも完全にもう市場経済だけで回るとするのはなかなか難しいことがあるかと思っておりますので、やはり足りない部分は公的支援で補っていくということが必要ではないかと考えております。

このようなことを踏まえまして、次の8ページから新たな森林保全システムということになります。これは大きく3つのテーマに分かれておりますが、1つ目が「地域との共創」ということで、主に天然林、いわゆる里山の保全についてということになっております。ここでは里山保全活動促進区域という区域を認定しまして、その範囲内で保全活動を重点的に進めていき、大阪府なりがそういう区域内での活動に対して支援していこうということで考えております。この中で①制度内容ということで、黒の点が5つあり、5つ目のところですが、こういう取り組みを進めていくに当たって所有者の方の理解が得られない、あるいは所有者がわからない場合というのがやはり森林の場合多いということがあります。例えば人工林の間伐であれば、森林法の改正に伴って施業の代行制度がスタートしていますが、天然林、里山林の整備についてはそういうシステムがありませんので、それにかわるような施業代行の制度というようなものの検討が必要ではないかと考えております。

こういう地区を認定しましてその中で取り組んでいく内容としましては、次の9ページになります。取り組み内容ということで、これが先ほどの費用負担別の中で分けておりました里山再生型という部分になりますが、里山防災・景観機能回復活動と。これは主に地域住民の方が主体になって、もう一度里山の保全ということを考えていただけないかとい

うようなことになっております。住宅や集落に近接したような森林、そのようなところで地域の方に自分の地域の裏山を自ら守っていこうというような気運を高めていただいて、保全管理活動をやっていただくと。そういう取り組みをしていこうという意思表示をしていただければ、そこに対して大阪府が活動に必要な基盤整備などを支援していけないかということを考えております。その活動に当たって所有者が不明であるというような制限があるときには、先ほど申しました施業代行ということも考えていきたいということにしております。こういう活動の主体は、やはり地域の森林所有者さんや、地域の地域住民ということになりますが、そこに企業やNPOでこういう森づくりに取り組もうという意識のあるところに働きかけて、活動に参画していただくと。それは人的な支援ということで人に来ていただいたり、あるいは費用面で応援していただくということを想定しております。

その次がスモールビジネスということで、こういう取り組みを受けまして、里山での森づくりにおいても幾らかは収益を得ることにより、そういう活動が持続的に進むようにしていくべきではないかということがあります。そこから出る産物、まきとか炭とか、そういうものを売っていくようなスモールビジネスの取り組みを始めようということに対して支援できないかという内容になっております。特に、ビジネスということで地域住民の方がすべて賄うというよりは、外部でそういうノウハウを持っていたり、アイデアを持っていたりされるような方を巻き込んでやっていけないかということで、そういう方を公募して、起業に際しての支援をしていくというような方法がとれないかと考えております。ここで取り組みの例ということで少し具体的に書いておりますけれども、例えばまきストーブを売っている会社とその林業活動グループと連携して里山の手入れをして、そのときに発生した木をまきとして加工して利用する、あるいはまきストーブのユーザーに販売するというようなことで利益を得て、また活動の資金に充てると、そういうような取り組みが考えられるかと思えます。

次に、10ページになります。「川上から川中・川下の共創」ということで、主に人工林の対策となる林業活動促進地区の認定です。この地区認定につきましては、国の林業に対する補助制度が大きく変わりました、一定規模以上の森林経営計画というのを立てて、そこから間伐して材を搬出するというような計画のあるところでない、造林に対する補助金が受けられない仕組みに変わってきております。これを受けて、そういう経営計画の団地を幾つか束ねることによって、木材を安定供給するような体制がつかれないかという内容になります。特に、これまで府内産材利用につきましては、なかなか必要なときに必

要な材が出てこないというようなことで、使えないというような声がありました。そこで何とか材が一定量安定的に出てくるような方法を考えたいということで、こういう団地化して広い範囲から継続的に一定量が出てくるというような取り組みを進めたいと考えております。そういう取り組みをするような区域に対して府から、例えばその地区内での路網整備ですとか、土場を整備したりというようなことに対して支援をするということを考えております。

地区内での具体的な取り組み内容ですが、1つ目は11ページになります。これが比較的成熟した人工林での産地形成型の取り組みということになります。ここにおいては木材の認証制度を実施したいと考えております。ここにサブタイトルで書いていますように、市町村との連携による地産地消ということで、先ほどご説明しました林業活動促進地区という比較的限られたエリアから伐採・搬出される材について認証をしていこうと。それについては単純に府内産材ということではなくて、その地区産の木材であるということを利用して拡大を目指していくということを考えております。そういう地区で産出されたものということで、地元の市町村などで積極的に利用していただくということも考えていただきたいと。そういう材の使い道としては、このフロー図でいくと一番下になりますが、認証材の利用促進ということで、先ほど申しましたように地元材ということで市町村あるいは大阪府が公共事業で率先して利用していくと。それから、支援制度としましては現在も長期優良住宅に対する補助制度というのがあります、その中に地域材で認証されたものを使うと補助金の上乗せがあるというものがありますので、そういうものにも乗っていいのではないかと考えております。それから、この認証制度については当面は産地の証明ですね、そういう地区内で計画的に伐採された材であるというような証明になりますが、この一番上の四角の枠の中のポツの5つ目にありますように、認証制度となると、やはり品質・性能の証明ということが現場では求められてくるということもありますので、そういうことに対応するという必要もあるのではないかと考えております。ただ、検査機器の配備というようなことも必要になりますので、これは直ちには難しいかと思いますが、そういう方向を考えていく必要があると思っております。

それから、1枚めくっていただきまして12ページがバイオマス利用型の取り組みということで、間伐材の共同収集を挙げております。間伐材の共同収集ということで、集められた間伐材はいわゆるバイオマスとしていろいろ利用されるわけですが、この取り組みの目的としましては、そういうものを集めるということだけではなくて、地域の担い手を育

成していくということをもう1つの大きな視点として挙げています。この仕組みでいきますと、生育途上の人工林から伐採・搬出された間伐材を森林所有者が間伐材ステーションと言われるような土場に集めてきまして、それをバイオコークスとかチップあるいは合板の材料として使っていただくということになります。この間伐材ステーションに間伐材を持ってくれば、一定の価格で買い取ってもらえるというような制度ということで、所有者の方にそこに木を持ってくれば売ることができる。なかなか今、山にかかわっている方で実際に自分で木を売って収入を得るということまで至っていない方も結構おられるのではないかと思います。後継者の方もそのあたりのことはよくわからないという方がおられると思いますので、まずは自分の山の木が売れるんだということを知っていただきたいというようなことで考えております。ですから、間伐材ステーションということで買い取りの価格を提示しますが、あまり高い価格で買えるものではありません。右下のほうに参考ということで書いてありますが、これも比較的高い目の価格ですので、チップでしたらこの値段か、あるいはそれ以下ということもあるかと思えます。ただ、これを人を雇ってあるいはだれかに頼んで伐採して売ってもらっていたら赤字になるのですが、自分で運んで持ってきて売れば、それはもう自分の収入になるということで、少しでもそういう売れるということを経験していただければと考えています。

それから、次の13ページが生活者との共創ということで、これは木材利用をいかに進めていくかということになります。一番目が木づかい府民運動ということで、これまでの審議会の中でご指摘がありましたように、山のほうの都合で使ってくれというだけではやはりそれは使ってもらえないということがありましたが、そうではなくて、木を使うということは、使う人自身の安全・安心ですとか、そういう健康な生活、あるいは環境保全につながるということをもっと普及していこうという取り組みになります。この取り組みの内容としましては、②の1つ目で木づかい価値創造フォーラムの設置ということがあります。ここはいろいろと木材にかかわる関係者の方に集まっていただいて、木を使うことの意味について普及をしていく場にしたいということですが、特にその中で木材の価値の見える化ということで、木を使うと顕彰される、褒められるという、そのような仕組みが考えられないかと思っております。仕組みの例としましては、今あります建築物の環境配慮制度（CASBEE）ですけれども、その項目の中でも地域材の利用ということがありまして、地域材を利用すればそのポイントが上がるということになっています。その辺のところをもっと積極的に使っていただくという、PRしていくということが必要ではないか

と思っております。

次に14ページになります。木材を使っていただくに当たっては、こんなところにこんなものが使えますよという、新しい製品の開発・提案ということをもっとやっていく必要があるということで、今までにもここに挙げております杉のスリット材ですとか、それから木製のサッシや断熱材、外壁材というような建築用の部材、それから耐震補強をするような補強材、そういうものが開発されてきていますので、そういうものの効果を科学的に検証しながら普及していくということが必要ではないかと思っております。

次が1校1室木質化ということで、これはいわゆる木育の視点から取り組んでいきたいということです。とにかく木材に囲まれた環境というのは子供の成長にとって非常にいいものであると。また、子供のころから木材に接していれば大人になっても木を使うということが自然に受け入れられるのではないかと考えております。さらに、子育ての世代というのは、ちょうど保護者が家を建てようかという世代にも重なってくるかと思っておりますので、そういうところへのPRにもなるのではないかということで、保育園や幼稚園、教室などの内装を木質化していくと。それも少なくともどこか1室を木質化するというような取り組みを推し進められないかということでございます。ただ、ここでは経費的な面が問題になるのですけれども、これについては企業から寄附を募って基金の形で実施できないかということを考えております。特に、子供の育成ということで関心を持たれているような企業であれば、賛同いただけないかということで考えております。

それから、③のところでは公共事業での率先利用ということを書いております。これは新しくできました公共建築物における木材の利用の促進に関する法律に基づきまして、大阪府の木材利用基本方針を昨年末12月に定めましたので、それに基づいて府としても公共建築物の木材利用を拡大していくと。さらに、市町村に対しても基本方針を策定して、木材を利用させていただくように働きかけをしていきたいと考えております。

それから15ページになりますが、実証モデル森林の取り組みということになります。これは資料の2ということでA3でお配りしている2枚目に、大阪府の地図をかいた資料をおつけしております。今回のこのシステムの検討を始めるに当たりまして、今年度の初めの部会で実証モデルを設定し、その検証を進めながら中身を検討していこうということでモデル森林を挙げております。その後また新たに加わったものもあるのですが、今、府内でこのようなモデル的な取り組みが行われているということで、その最終的な取り組みの成果、事例ということでご報告する形をとりたいと思っております。ただ、時期的に

まだ今は取り組み途中ですので、最終また3月に本審議会を予定しておりますので、その場でご報告させていただきたいと思っております。

それから、この大阪府の地図の取り組み事例の一番左下に、これはモデルではないのですけれども、1つ特徴的な取り組み事例ということで挙げております。実は、先ほどの里山の対策の地域との共創のところでスモールビジネスの取り組み例というものの下敷きになっているのですけれども、これは河内長野市内にありますまきストーブの販売会社が、大阪府のアドプトフォレスト制度を活用しまして滝畑ダム水源森、広葉樹林の手入れをされています。その手入れをするときに当然そのストーブ販売会社の社員の方が来られるのですが、社員だけではなく、そのストーブを買われたユーザーの方にも声をかけて一緒に作業をしていただいております。そこに参加されたユーザーは自分で切った木は持ち帰り、自分のストーブのまきとして使えと、そういうような取り組みをされております。この取り組みだけでいくと、ビジネスということではないのですけれども、広葉樹でうまく活動が回っていく、これをするによって活動が継続的になっていくと、単発ではないというようなことが言えるのではないかと思っております。

次に、また資料1の本文のほうに戻っていただきまして、16ページになります。4番目の取り組みの推進にあたってということで、まず(1)取り組みの実効性の確保ということで、今回このシステムということで提示をいただいた後、これを実行に移していくためにはやはり行動計画の策定が必要であろうと。特に現在、大阪府では平成16年3月に策定しました森づくりガイドラインに基づく森林バイオマス利用推進行動計画、それから平成19年8月に策定しました放置林対策行動計画を進めております。こうした計画の内容も継承しながら、新たに行動計画として策定していく必要があるのではないかと考えております。それから2点目が、森づくり活動の継続性の確保ということで、このような仕組みを回していく上ではいろいろと問題点もあり、説明の中で申し上げましたように、例えば里山林での代行制度のようなものが必要ではないかということもありますので、そういう森づくり活動についての条例制定ということも考えていく必要があるのではないかと考えてございます。次、最後(2)財源の確保ということで、こういう取り組みを進めていくに当たっては、当然安定的な財源というものが必要になってくるということですので、いわゆる森林環境税というようなことも検討する必要があるかと思えますし、その負担について府民の理解を得ていくような取り組みが必要であると。また、今、大阪府のみどりの基金という基金もありますが、そういうようなものも地域が主体になって取り組

むような保全活動であれば、対象にしていくと。また、そういう活動に対する寄附の拡大を呼びかけていくというようなことも必要ではないかと考えております。

すみません、長くなりましたが本文のほうについては以上でして、あとは参考資料ということで、検討の経過で根拠にしました資料、データなどをこの後に添付しております。

答申の案の内容につきましては以上ですが、続きまして、先月開催しました森づくりタウンミーティングの結果につきまして簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

【塩野総括主査】 森づくり支援グループの塩野でございます。

資料は3になります。タウンミーティングは昨年の12月13日から19日までの期間で、各事務所、出先事務所の4カ所と、大阪市内の計5カ所で開催いたしました。トータルで197名の方にご参加をいただきました。その際に、当日会場で十分なお意見がいただけなかった場合もあるかと思っておりますので、いろいろなご意見もいただきたいということでアンケートをとらせていただきました。参加者のうちの7割強の方にアンケートも回答いただいております、その結果、参加者のうち森林ボランティアNPOの方が約3割、それから森林所有者、林業事業体関係の方でそれぞれ2割ぐらい、それから木材関係産業の方が1割ぐらいという構成になっておりました。当日の会場でのご意見、それからアンケートでいただいたご意見を含めまして、主なご意見はお手元の資料の3にピックアップしており、項目としてシステム全体の関連、人工林、天然林、それから木材利用と大きく項目を分けて、列記させていただいております。その中に太字で記載している分につきましては、ご意見を今回の答申素案に考え方として入れさせていただいているということで、わかりやすく表記しております。それでは、これ以外の意見についてはどうかということですが、これも、太字表記以外にいただいている意見につきましても今後また具体的な施策、アクションプランといったものを考えていく中で、反映できるものについては反映させていただきたいと、このように考えております。例えば財源面でいうと環境税のこと、それから人材の育成であったり、あるいはこの地区制度については、経済的に成り立つような具体的なモデルを考えてほしいといったようなご意見、また木材利用につきましては単純に府内産材ということだけではなくて、広い意味で広域的な地域材の利用を視点に置いてほしいといったようなご意見を主にいただいております。これらのいただいたご意見につきましては、大阪府の考え方というのを付しまして、タウンミーティングの結果としてホームページ等で掲載させていただく予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。簡単ですが、タウンミーティングについては以上でございます。

事務局からは以上です。

【増田部会長】 はい、ありがとうございました。

大分、案が煮詰まってきたかと思えますけれども、きょうご説明いただきました答申素案についてお気づきの点、どこからでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。小杉委員、どうぞ。

【小杉委員】 これまでずっとお話し合いをしてきて、随分中身については充実したものに なってきたのではないかとすごく感じています。最後もう少しこの答申の書きっぷりといひますか、文章自体を推敲していくようなことを今後考えていったら、完成するのではないかと考えます。まず、幾つかあるんですけども、先日、来ていただいたときにもお話しさせてもらったんですけども、最初の基本的な考え方というところがありますよね。そこで、我々関係者ばかり集まって話しているものですから、こういうところをするって通ってしまうところがあると思うんですけども、やはり一般の人に向けて森林関係者の森をどうしていくべきか、大阪の森をどうしていくべきかという、理想といひますか理念といひますか、そういう部分を語るというところが必要なのではないかと思ひます。短く書いてあるんですけども、これだけだとちょっと、もともと町の都会の人たちですし、心に響かないというか、何で大事なのかわからないというところから、こういうこと自体の理解がおくられて、そこからお金が回ってこないとか、産業も回っていかないとか、いろいろ難しい問題の原因というのがそこにあると思うんですね。だから、ここはもう少し何といひますか、もう一工夫あったらいいのかなと思ひます。

その後の取り組みの視点なんですけれども、これもちょっと構成を考えたりとか、もう少し整理したり、わかりやすくする部分があってもいいのかなと思ひます。例えば、3つ書いてあるんですが、一番最初の文章も何を対象としているのかちょっとわかりにくいです。我々はずっとお話を聞いているから、これは天然林の枠だなということはもうわかるから、その辺はするってしてしまうんですけども、でも、これは天然林のことですよということもわかりにくいし、この森林機能の受益者である人・企業が多いことを活かして、多様な主体の参画で森づくりを考え、実行と書いてあるけれども、この一文を読んだだけで何をどうするのか全然わからないという感じがあるので、そういうところをちょっと工夫していったらいいのかなと思ひます。それで、費用負担の話が最初にあって、その上で天然林の話、あと人工林の優良材を出すようなもの話とか、あと、バイオマスに関

連するような話というふうに分かれていくので、最初に新しく出てきたこの費用負担の概念図みたいなのがあって、その上でそこで使われる言葉を使いながら説明していくというふうな流れの整理がもう少しあってもいいかと思いました。

あとは、その後の森林システムの話があって、地域との共創ということがまず1つあるんですけども、そこに認証制度と書いてございますよね。ですけども、その認証制度がすべてではないと思うんですね。認証制度の制度内容ということがまず説明してあって、ただその周りに、認証制度そのものについての取り組みもあるんですけども、認証制度は概念の一番メーンの部分だけですけども、認証制度以外にもその周りでいろいろなことについて取り組んでいくわけですから、取り組み内容がその制度に限らないと思うんですね。なので、書き方をそこもちょっと整理したほうがいいかなと思います。その後の部分も同じで、林業活動促進地区の認証制度についても同じようなことが言えるかと思いました。

バイオマス利用型の取り組みというところは、ここに書いてある内容以外にも実際もう既に取り組んでいらっしゃるものとかが結構あると思うんですけども、その部分が何も書いていないので、せっかくこれまでやってきたものをベースにこれからやっていこうというときに、それも書いてあったほうが良いと思います。もうやっているからといって書かなくてもいいということではなくて、そういうことも少し書いてあったほうが良いと思います。例えば加工工場の整備なんか結構ずっとやっていらっしゃるとか、そのほかにもいろいろシステムをつくっていらっしゃるって、さらにこの新しいこの考えをまたやっていこうということだと思うので、そういうことを全部盛り込んであったほうが良いと思いました。

そんな感じで、中身自体はすごく充実したものになってきて、良いと思うんですけども、少し最後、答申そのものを推敲していくようなところを工夫するのがよいのではないかと感じました。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。事務局は多分一応聞いておいて、最後にどういう対応をするかというのをお答えいただければいいのではないかと思いますけれども。はい、ありがとうございます。内容というよりも、むしろ府民の方々に理解をしていただくための伝達の仕方というんですかね、プレゼンテーションの仕方というあたりをもう少し考えないと、なかなか伝わらないのではないかとというご指摘ですので、これは少し後でどういう方向で対応していくかというような議論をいたしましょうかね。

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【水原委員】　　まとめに近い段階で言うのもなんですけれども、ちょっと気づいたことだけ申し上げます。

非常に細かい話で申しわけないんですけれども、3ページの一番上に、府内の森林による公益的機能の評価は約1,600億円と書かれておりますけれども、これは下に書かれておりますように、平成13年から今やもう10年ぐらい経過しておりますので、ひょっとしたら価値が変わっているかもしれません。この1,600億円という値に変化があるのかなのか、念のためチェックをしていただいたらどうかと思います。

また、ここに8つの項目があります。例えば私の専門といたしております侵食とか崩壊防止など、このほか8つの項目が評価項目として挙げられておりますけれども、これらは森林が多分健全に保たれているという状況を想定して評価をされていると思います。現在のように放置森林がかなり多くなっていると、森林の健全度が低下しているというような状況になっておりますから、公益的機能の評価額を1,600億円という評価額を維持または上昇するためにも何らかの対策が必要であるとか、そういう持っていき方がひょっとしたら必要ではないかと思います。

もう1つは、非常に細かい話で申しわけないんですけれども、9ページではまきのストーブで、一番下のほうのフロー図がございますね、まきストーブの森づくり活動と書いて、そして、都市住民というような形で右側のほうに書かれております。片や、もう1つのほうは11ページにいきますと、これは書かれた方の考え方だと思うんですけれども、消費者は府民であるというように書かれておまして、なぜこの都市住民だけになるのかというか、そういう、その意味があると思うんですけれども、念のためご検討いただいたらいいかと思います。

もう1つは、13ページに木づかい価値創造フォーラムの設置というようなことがありまして、そのトップに顕彰制度云々とか書かれております。産官学民の関係者が意見交換、普及啓発する場としてフォーラムを結成するというようなことで、まことに結構だと思うんですけれども、タウンミーティングでだれかが言っておられますように、ここに川上と川下を含めた関係者の皆さん方がフォーラムを結成するとか、そういうことを書かれたほうがいいのではないかと、伝わりやすいのではないかと、そのように思った次第でございます。

以上でございます。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

1点目はいかがでしょう。この3ページ目、外部経済評価へ読みかえていますけれども、多分これをやろうと思うと、少し作業が伴いますけれども、その辺いかがでしょうかね。

【北山森づくり支援補佐】 そうですね、確かに平成13年ということなんですが、それ以降、この考え方であるとか、あるいはその価値の金額とか単価が見直されたというような話は確認できておりませんので、このまま使っているんですが、もう一度国などの関係先に確認をとりまして、その上での数字ということにしたいと思います。

【増田部会長】 それともう1点、これは先ほどの小杉委員の話にも関連するんですけども、これがまさに森林を環境財としてとらえる意味だと、このあたりの重要性を府民の方々にわかってもらうというのが理念の最初のあたりに出てこないといけないのと違うかということです。よく農業ビジョンのほうは、農地の持っている10個の機能だということを少しモデル図的にして、そういうページを入れたりしていますよね。だから、ひょっとしたら、これなんかもいろいろなところにこれを図化したり、少しいメージ化したものがあるので、そういうページもあってもいいのではないかなと。そういうあたりで我々の府民生活を支えているということの意味を、あるいは地球環境を支えているという意味を、まずどこかのページできっちり言うておくというようなあたりとも関連していると思うんですね、ご指摘はね。

それが1点と、もう1つはやはり言葉として都市住民と呼ぶのか、府民と呼ぶのか、消費者と呼ぶのか、ユーザーと呼ぶのか、一番いいのは本当はユーザーがいいのかなという気はしますがけれどもね、消費者でもいいですしけれども、ユーザーでもいいですから。大阪府民イコール都市住民なんですね、880万全部都市ですから。それは表現として。

それともう1つ、やはり木づかい価値創造フォーラムのところですね。これはまさにこれも途中何回かご指摘いただいている、こういう産官学の関係者というよりは、むしろ今おっしゃっていただいた川上、川下の、要するに顔が見える関係性をどうつくるかということが非常に重要だというような、この会議でも出ていましたので。

【水原委員】 府民の場というか。

【増田部会長】 そうですね。そのあたりは。それにも関連しまして、先ほどの小杉委員のご指摘なんですけれども、おのおのみんな制度がダイレクトに出てくるんですけれども、この制度をつくる意味みたいな話が四角の中に書かれている場合もあるし、書かれて

いない場合もあって。なぜ、要するに木づかい価値創造フォーラムを設置するんだと、このあたりの文章を入れていくと、小杉委員が最初にご指摘いただいた内容をかなりフォローできるのではないかと。何の目的でこの木づかい価値創造フォーラムを設置するのかと。このあたりを我々はずっと議論してきていると、目的はもう頭の中に自然と入っているものですから気づかないんですけれども、初めて見る人にとってはそういう文章を入れていくことが大きな意味があるかもしれないですね。

水原先生、そういうことぐらいでよろしいでしょうか。

【水原委員】 はい、両方とも基本的には一緒でございます。結構でございます。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

【北山森づくり支援補佐】 先ほど小杉委員から1つご指摘がありました、地区の認定制度と取り組み内容の関係ということで、私どもとしましてはそれぞれの取り組み内容というのは、認定された地区の中でこういう取り組みを行っていくということで考えておりましたので、そういう意味で最初にその地区認定の制度の内容があって、そこでの取り組み内容という意味で次に取り組み内容を書いているということですので、そのあたり、そういう考え方でいるのですけれども、間違いないのかどうかということを確認させていただければと思います。

【増田部会長】 いかがでしょうかね。

【小杉委員】 どうなんでしょうか。この地図の取り組み事例というところとか、前回とかもお聞きしたときに結構いろいろ取り組んでいらっしゃるといふか、すごくいろいろ有意義な取り組みをしていらっしゃる部分がありました。認定制度は、新しく出てきたもので、その部分についてはすごく詳しく書いてあるんですけれども、実際にはもう少しその周りでいろいろな取り組みの事例があって、それをベースに進めていこうということだと思ふので、そういうこともすべて含めて書き込んでいったほうが、何かある特定の地区で認定されて、そこだけのことなんだなというふうな印象になってしまうよりはいいのではないかと考えます。

【増田部会長】 地域との共創ですぐに里山保全活動促進区域の認定制度という副題がついていますよね。例えばこれ制度内容というので黒ポツ、ぽちぽちと出てくるんですけれども、やはりなぜこの認定制度、要するに里山保全活動促進区域を指定するのかと。これは過去その中では、例えば大阪府ではこういう実績もあり、そういうことをさらに拡

大するような形でこういう制度をこういう目的で導入するんですよという、そういう最初の文章を入れてほしいということだと思うんですね。そうすると、その内容はこの制度内容の中にかなり入っているんですよ、目的も。それが混在しているので、整理されたらどうですかというご指摘なんです。

【北山森づくり支援補佐】 はい。

【増田部会長】 だから、ここの中に制度内容の制度の目的なんかも全部入っていますので、それをちゃんと頭として、目的として掲げていったほうがわかりやすいという、初めて読む人にとって非常にわかりやすいというご指摘だと思うんですね。

【小杉委員】 何か新しいものを増やすというよりは……。

【増田部会長】 こういうことをやってきたことを、はい、はい。

【小杉委員】 整理とちょっと言葉づけみたいなことかな。あと、単語をそろえるとか、構成をそろえるとか、目的、理念みたいなのも外へ出すとか、そういった作業で十分だと思うんですけども。

【増田部会長】 はい、よろしいでしょうかね。

ほか、いかがでしょうか。

はい、越井委員どうぞ。

【越井委員】 14ページの下から3行目に、現在使用されている輸入材を地域産材、府内産材に転換と書いてあるんですが、これは転換をしたいと、転換するように行政も一緒になって指導していくという意味なんだろうと私は理解しますが、そのわりにはこの全体の流れを見ますと、もっと輸入材に対抗するようなあらゆる意味でのインフラといえますか、そういうものの整備をどうするかとか、具体的な突っ込み方がもう少し足りないのではないかなと思うわけですね。これは我々業者にとっては非常に微妙な問題でありまして、今なぜ輸入材が使われているかということ、やはり安いし、競争的であるから使われているわけなんです、それを国産材を使うということは、ただ自由競争的に使うのか、そこら辺がちょっと私は理解できませんので、ご質問したいと思います。

【増田部会長】 いかがでしょうか。今のは多分、少し質問形式ですので。

【北山森づくり支援補佐】 ここに書いておりますのは、公共事業で率先して利用することで、今使っているものを地域材、府内産材に置きかえられるものは積極的に置きかえていきたいということでございます。確かにご指摘があったように値段が高いですとか、供給が追いつかない、あるいはできないというように課題はまだありますので、

そういう中でも使えるものから使っていくと。価格的にも競争にたえられるようなものであったり、供給可能なものということで、これを府内産材だけに限定しますと、そのハードルも高くなりますので、地域材ということで幅を広げて、いわゆる国産材としてどんどん使っていこうというようなことで考えているところでございます。

【増田部会長】 いかがでしょうかね。多分、これも途中段階で議論をしていて、府内産材なり国産材を使うための方法論としては、1つは要するに製造コストを下げるといいますか、川上におけるコストを下げると。そのためには、例えば機械化林業を促進するとか、路網整備をするといった生産コストを下げる、あるいは流通コストを下げる、加工コストを下げるということ。もう1つは品質保証をするという、この2つの中で国産材を持ち上げていこうという話ですよ。そのあたり、気持ちとしては例えば林業活動促進区域の中で、川上に対しては材の安定供給というために経営計画を立てて、森林整備とか路網整備に対して支援しますよというようなことを書いているんですけども、これはちょっと文章の中に出てきていないものですから、それによって生産コストを少し下げる、あるいは効率的な林業へ転換するみたいな、そのあたりを少し書くという話と、書かれているんですけども、もう少し見えるような形にするということ。それともう1つは、先ほど少し認証制度の中で品質・性能証明までどうしていくのかという課題があるという話がありましたけれども、このあたりと公共事業における材の使用といったあたりと、どう整理をするのかと。これはちょっと宿題でいただかないといけないかもしれないですね。

越井委員、そういうことなんでしょうかね、ご指摘いただいている内容というのは。

【越井委員】 はい、そうです。今現在、林業再生法ですか、林業基本法だったかな、ちょっと法律名を忘れましたけれども、国もそういう政策を大きく出しておられますので、やはり大阪府でもそういう線に沿って、川上だけではなく、例えば今もう大阪府下には製材所はほとんどなくなってしまったんですね。ですから、丸太ではなかなか使えませんから、国産材を使おうと思うと、相当整備された製材工場なりいろいろな加工工場がないと最終の製品になりませんので、そこら辺までいかないと国産材は使えないと思います。そこら辺も、もちろん私は具体的に書いてもらったほうが我々業者としては非常に目標ができてやりやすいというふうには思いますけれども。

【増田部会長】 これもひょっとしたら、先ほど7ページ目の一番下の枠を基本的に上を持って行って、まず最初の考え方を示したらどうかという話の中の、例えば今の話は1つは強い林業なんですね。強い林業をやっていこうと思うと、この市場経済の中で回そう

としていると、基本的に今言う生産コストなり、流通コストの低減と同時に品質保証が求められるみたいな話で、ただ単に市場経済の中で勝手に漫然と回すのではなくて、そういうことをこの中で考えているんだという話を最初に少し書いておいたら、よりわかりやすくなるのではないのでしょうか。ほっといてもこの市場経済の中で回りませんよというようなことを。

【越井委員】 すみません、もう一言つけさせていただきますが、我々、木材、木に係る者は、いわゆる山から考えますと、サステナブルな再生計画と申しますか、オペレーションが望まれると。山もきれいにしながら、しかも産業資材として作り出していつて供給していくと、そういうことが一番理想だと最近は思われつつあるんですが、そういうサステナブルな流れ、これが一番根本的に大事ではないかと思えます。そこら辺もちょっと入れておいてもらおうと非常にありがたいのですが。

【増田部会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、吉田委員どうぞ。

【吉田委員】 細かいこともいろいろと含めまして申し上げたいと思えます。

1 ページ目をごらんください。段落が3つありますけれども、「このような状況の中で」の下の行に、「生命を育む森林」という言い方がしてあるんです。これを読まれた方はおそらく生物多様性のことが後ろでたくさん出てくるのではないかという期待をされると思うのですが、あまりないと。後のほうでちょっと生物多様性という言葉はありましたけれども、あとはあまりないんですね。それから、この実証モデルの中にも拝見したところではあまり生物多様性については触れられていない。木育のところであつたらいいのかなという気もするんですけれども、それがございます。

それから3ページ目でございます。天然林の状況のところでも4行目の真ん中辺に、ナラ枯れ発生というのが書いてあるんですけれども、タウンミーティングの結果を見ますと、裏面の4行目に中部とか南河内のほうでイノシシやシカ等による被害が増加しているというふうなことで、カシナガキクイムシもありますけれども、ほかの府県ではシカによる被害が非常に増えてきているということで、これについて触れなくてもいいのかなという気がします。

それから、ちょっとこれ言いにくいんですけれども、9ページの右側下に図が描いてございまして、まきストーブユーザーに持って行って買ってもらおうということでございます

けれども、さっきからありますように大阪府に住んでいる方は都市住民が多いので、なかなかまきストーブといってもどうなのかなというところがございまして、どれぐらいの需要を見込んでおられるのかということです。お聞きしたいと思います。

それから12ページでございますけれども、ここに間伐材共同収集ということでもいろいろお考えになられたということがよくわかりますけれども、これはおそらく短期的な図だと思うんですね。それで、これだけでは前に大阪府でおっしゃっていた森林資源の循環利用モデルには、なかなかならないと思うんですね。ですから、この取り組みに携わる方々にとってのインセンティブを与えるためにも、長期的にはバイオコークスという世界一と言われる施設ができたわけですから、それとか、ここにあります間伐材ステーションを核としたような森林資源の循環モデルというもの、長期的なものですけれども、そういうふうなものが描かれたらもっといいのではないかなと思っております。これはうまくいけば、部会長が前からおっしゃっております経済モデルにつながっていくのかなと考えます。

それから14ページのところに、1校1室木質化運動で、4行目に子供のころからというようなことが書いてございますが、私は子供さんはもちろんそうなんですけれども、子供さんを教育される先生方への森林環境教育、これが非常に重要ではないかと思えます。私が昔授業をしておりましたときに、学生が、間伐の話をしていた後なんですけれども、授業の後で「先生、木は切ってはいけないのではないですか。先生にずっと学んできました。」というようなことで、大変意外に思った次第なんです。ですから、むしろ教える側である先生の教育、それが大事ではないかという気がいたします。

それからもう1個、また要らないこともわかりませんが、最後の16ページの森林環境税のことです。私は昔から賛成しているんですけれども、ここの会議とか審議会では、あるところまでおっしゃる方がよくおられるんですけれども、その都度どうも困難であるというような声がございまして、その困難である状況が除かれたのかどうか、お聞きしたいと思います。

【増田部会長】 はい、いかがでしょうか。一番最後からいきましょうかね。一番最後の質問から。いかがでしょうか。

【北山森づくり支援補佐】 まず森林環境税ですが、困難な状況については依然として変わらないということがございます。ただ、そう言っているだけでは何も進みませんので、ここにも書きましたように、何とか府民の方の理解を得ていく方法がないのかというようなことで取り組みを考えていきたいということでございます。

【増田部会長】 先生方への効果というのは、文章の中で書いていただければという話ですね。あと、12ページのこのバイオマス利用型の取り組み、これは基本的にはバイオコックスを考えていて、これは未成熟の人工林というイメージですよ。

【北山森づくり支援補佐】 はい。

【増田部会長】 だから、これは過渡的状态なのか、成熟林に変わった後は一体、後はこっち側の前の産地形成型の取り組みへ移行していくのか、あるいはバイオコックスということを手がかりにずっと循環的に回していくのか、どっちをイメージしていると考えたらよろしいですか。

【北山森づくり支援補佐】 これにつきましてはやはり低質材といいますか、生育途上のところでまだ建築資材のようなものとしては使えないということで、そういうものをバイオコックスなり、バイオマス利用を図っていくということを中心に考えております。当然それは生育して成熟した人工林ということになれば、建設用の資材なり、製材品として使っていくということになっていくかと思っております。

【増田部会長】 だから、そのあたりの説明もやはりちょっと入れておかないといけませんね。どのプロセスの中での、どのあたりを今もくろんでいるのかという。あるいはこのバイオマス利用型については、大阪でいうと南河内は比較的成熟林ですけども、途上のところが多いので、当面これで対応して産地形成型に移行できるところは移行していくというような文章を入れておいたほうがいいかもしれませんね、循環型として。当然、今度は育林していく中でも、やはり育林過程でこういう問題が必ず出てきますので、ずっとそれはバイオコックスへ供給するという。

それともう1点が、生物多様性のあたりがどうなんだろうという話なんですけれども、これはいかがでしょう。これも先ほど言った森林機能というようなものを皆さんに知ってもらおうという話の中で対応するという話と、もう1点、例えば大阪府の農業政策の中では生物空間、農空間そのもの、要するに生物多様性を意識したような空間整備をしていきますということをうたい上げていますよね。そのあたり、林業もどちらかというと、そういう多様性にも配慮したような人工林育成をやっていくというようなことをうたい上げられるかどうか。今、世界での認定なんかもありますよね。日本で1号を受けたのは、あれ三重のほうでしたかね。第1号の生物多様性を保有した人工林で、天然林よりも圧倒的に生育している生物種が多いということです。

その辺の問題と、もうあと1点、シカ害といったものですね。これ特に、植林したけれ

ども、結局シカに全部芽を食われたという話があって、その鳥獣被害はここで触れておかなくてもいいのかということですね。

この2つはちょっとお聞きしたいんですけども。

【田中自然環境補佐】 ご質問の最後のほうからいくと、3ページのところですね。この天然林の状況のところ、若干現状を追記できていると思っています。それと、人工林のところは、現状は天然林とほぼかぶってくるんですけども、天然林のところ、総括整理して書きたいと思っています。ただ、先生のほうからご質問のありました人工林の今後の多様性への配慮に関する記載については、今のところ特段の明快な取り組みとしては少し難しいかなと思っています。ですので、この3ページに記載することによって里山の制度化のところですね、生物多様性の確保とありますので、その背景的整理をしたいと思っています。それと、吉田先生が1ページのところもちょっと持ち出されましたので、ここも若干、前段のところ、書ける範囲で検討したいと思っています。

【増田部会長】 これは十分書けると思うんです。先ほど越井委員からも循環型林業をしないといけないという話がありました。吉田先生のほうからも木を切ることが罪だというようなことがあるけれども、間伐は適切な作業として材を育成していくために必要な行為と同時に、生物多様性を向上させていくためにも林床に光を与えるということは非常に重要なことであるという話がありました。しかも、優良な材をつくろうと思ったら、林床に柔らかい植物が入って、そこで有機分解が起こって土壌へ栄養素が供給されていかないといけないという、そういう意味でも林床に光を当てないといけないと、そのあたりは少しなぜ間伐が必要なんですかというようなあたりの中に少し書き込んでいただければ、今の吉田先生のご指摘にも対応できるのかなと思っています。

【田中自然環境補佐】 そうですね。審議会の答申レベルで用語の解説までは特段やっていないかと思うんですけども、小杉先生からのご意見にもありましたとおり、その点に気をつけて、多少私らもやはり専門家集団的にやっていますので、最終はもう少し府民にわかりやすくさせてもらおうかなと思っています。

【増田部会長】 はい。

ほか、いかがでしょうか。

はい、奥野委員どうぞ。

【奥野委員】 私の場合、山の主の立場という考え方でちょっとお願いしたいんですけども、7ページのほうの下に費用負担の割合ということで、今皆さんにご説明していた

できました。ただ、私ども今、大阪で山をやっている人間にとりましては、大阪府に今加速化事業で国の補助金でやっていくときはどんどんできていくんですけども、ただ、これから公的な負担が補助金になれば必ず負担が増えていく。それが大阪府が足していただく、あるいは市町村が足していただくという形ならば、ある程度これから以降もいろいろな形の林業施策が進んでいくと思うんですが、自己負担というものが増えてきたときに、これ、絵にかいたもちにならないのかなというのが、基本的な問題であると思います。それで今、水原先生からお話があったんですけども、環境税というのは我々山を守るだけではなく、府民のためにいろいろな形、増田先生からお話いただいたように、やはり人間と動物とかいろいろなものが共育していくような形でやっていくためには、やはりお金をかけていけるような形をとっていかないとやっていけないと思うんですよね。そのためには、これから各県におきましても今、36ほどの都道府県が水源税を入れているのに、大阪だけ何で環境税がしんどいのかなと。府民のために我々が山を守っていくために一生懸命しているのに、ただしんどい、しんどいだけではなしにもっとアピールをしていただく方法論を考えていただきながら進めていかないと、今のこの市場がうまく進めていけるのかなと思います。私自身は山を自分でやっていて、自分でやっても赤字になる可能性あるのに、そんなの人に頼んでやっていけるわけがないと。公的な負担を増やすよという、それが府が全部出せるんだったらいいけれども、出せないんだったらそういう府民の皆さん方にも負担をしていただくような形でのアピールをできないのかなと、ちょっとその辺ご検討いただきたいと思います。

【増田部会長】 はい。

ちょっと、はいどうぞ。

【小杉委員】 今のことも関係すると思うんですけども、そういうことを進めていくに当たって府民の意識の底上げということが一番重要だと思うんです。今難しいことをどんどん頑張っていて、頑張っているけれども、難しいものはなかなか難しい現状があると思うんですけども、意識が変わってくれば、そういうところが回ってくると。少しぐらいなら森を守るためにお金を出しましょうという意識になっていくためには、府民の意識が一番最初にそこが回らないと、次に行かないと思うんです。そういう意味ではやはり教育、小学校とか中学校ですね、そういうことがすごく重要だと思うんです。さっき、木育の話で吉田先生がもう少し先生にもというようなことがあったと思うんですけども、一つ結構うまくいくような案としては、サントリーが、会社ですけども、水育ということ

をやっているんですね。うちの子供が通う京都の小学校などにも来まして、あちこちの小学校を回って何人かのチームをつくって、パンフレットをつくって、水育ということで小学校から呼んでもらって、希望のあったところに回って行って1時間、2時間の枠をとって子供の授業にそれをやらせると。パンフレットがあって、なぜ水を守らなければいけないのかとか、水はどういうふうに供給されるのかとか、そのためには森を守ってというようなことがわかりやすく書いてあるんです。こういった感じの木育のプラン、大阪府の木育のパンフレットというか、理念みたいなものを、その答申に書いたほうがいいのではないのでしょうかと言っているような、大阪の森をどうしていくべきか、そのためには間伐して、よい森にして、そういう森にはどういう機能があって、何で守っていかなければならないのか、そのためには何をしなければならないのかというようなことを簡単に説明できるようなパンフレットと木育のシステムみたいなものを何とかつくって、学校を回るという活動が盛り込んであってもいいんじゃないかと思いました。

【増田部会長】 なるほど、はい、わかりました。

これも1つは、この1校1室木質化運動のところが、何か教室をつくることだけが目的みたいに見えるので、今言う木育をする1つのシンボルとしてこういうことをすると。ここを使って基本的には先生なりP T Aなり子供なりを、子供への教育を通じて先生とご両親を教育するという、何かそういうことの意味みたいなものを少し強化して書いたら、もっと意味が出てくるんだろうと思うんですね。

もう1点、これは奥野委員からの話の中で、皆さんのご了解を得て、ここにはやはり環境税の必要性というのがこの答申の中ではぜひとも書きたいと思うんですね。行政ではないですから。

はい、どうぞ。

【古川委員】 よろしいですか。環境税は、これはもう全国的にいうと他府県ではかなりやっています。やはり山を守るというのは、ただ山を守るだけではなくて、空気の清浄とか、災害に強いとかいう機能も守るということだと思えます。森林組合としてもやはり環境税は、全国的にやっているところはたくさんあるから、それを見本にして陳情したことがあるんです。そんなことで環境税、これほんとうにやってもらったら、もっと山もよくなると思います。それは今の消費税と一緒にすよ。税金はみんながね、大きなお金と違う、一軒で500円いただけたら、これはもう何十億となりますので、それは山の間伐も下刈りも森林組合が請け負ってもいいぐらいですからね、陳情したのだけれども、それは

成功しなかった。しかし、今、先生方が言ってくださったように、これひとつこの文章の中にそれを書き入れていただきたい。これは各地区からも出ている。やはり環境税をやってくれということが出ていますので。できる、できないは別としてひとつ、書き入れてくださいよ。

先生、ありがとうございます。

【増田部会長】 ありがとうございます。

それにも関連してなんですけれども、16ページのところで、条例の制定の話として私はやはり環境税とはかなり関連しているのではないかなと思っているんですけれどもね。ある部分、環境税を導入するということは府民の理解を得ようと思ったら、林家のほうもどちらかといったら少しデューティーを持たなければいけないと思うんです。したがって、例えば条例のほうで、今は農地法が変わって、遊休農地に対して農業委員会が監視義務をして、放置されている、放棄されている水田に対しては指導・勧告できるというようになりましたよね。同じようなことが森林でもやはりもう集落に隣接したようなところで森林管理がされないと災害の危険性が高まると。それに対して何らかの意味で管理義務を、指導・勧告したいと。ただし、そのためには森林管理するための費用を別途環境税を取って、持っていますよという、その二輪車でこう攻めていくようなことをしないと、ただ単に府民に応分の負担をしてくれという話だけではなくて、それを取ることによって森林機能を高めますのでぜひともというような、何かそんなのが少し要るのではないかなと。

どうもここで書かれている、ちょっともう少しこの条例のところを強化して書かないといけないなと思っているのは、今のこの条例を見ていると、どちらかという理念条例的に見えていますよね。目的3つが。理念条例ではもう今の社会情勢の中では、なかなか条例はつくれないんですね。具体的な規制、指導・勧告、認定、評価とかいうようなことが入ってこない。1つは先ほど言う人工林のところ、代行施業というのがあるのを天然林にも運用したいと。これは多分条例マターなんでしょうね。今言ったような、例えば放棄・放置森林対策というものはやっているわけですけども、それはどちらかという、それに対して義務的行為みたいなことを付加することによって条例化すると。それともう1つは、穴抜けになっている開発規制みたいなものをその条例の中に入れると。何かそんなことで少し具体的に、要するに規制、誘導、勧告みたいなものを具体的にどんな仕組みで入れるかというような条例像をつくって条例をつくりますと言わないと、なかなか入れないと思うんですね。それと同時に環境税、その裏打ちとして森林管理するためのある費

用の発生というのを裏打ちとして森林環境税と。何かこんなセットで少し書けないかなということをおもっているんですけども。

そんなことが私自身おもっているというのが1つと、もう1つは先ほど出ていましたウイークエンドフォレスターというのがいいのか、あるいは農業のほうでは生きがい農業といって、要するにビッグビジネスではないけれども、労賃を見たら割が合わないけれども、自分の労賃が全部ただだと見たら、直接経費を除いて年間一カ月で二、三万手に入るといような何か林業をそれからまずやってほしいというのを、ウイークエンドフォレスターと呼ぶのがいいのか、生きがい林業というのがいいのか、何かそのあたりはどっちがいいだろうというのが1点です。もう1点は地産地消のところでも少し和泉などで民間でも既にされていますけれども、府民が大阪の府内産材に触れる機会というのがほとんどないんですね。家を建てようとしたときにはある一定の工務店を通じてとかあるのですが、むしろ日常必需品における木工品としてみたいなのが、そんな大量のロットでなくてもいいんですけども、ないかどうかと。それを例えば農業でやっているような朝市だとか、あるいは直販所みたいなのはなかなか難しいと思うので、農業がやっている直販所の1コーナーにそういう少し府内産材の木工品なり、丸棒なり、ちょっと庭で使える丸太みたいなのが少し農業政策と連動して、そういう直販所が今、大分大阪府下でもできていますので、そういうコーナーの中に大阪府内産材の地産のちょっとした枠組みみたいなのをすることによって、ああ、大阪もちゃんと材を供給しているんだとかいような、そんな窓口ができないかと。それも多分、スモールビジネスなんだろうと思うんですけどもね、何かそんなのをもう1点ちょっと加えられないかなと。ひよっとしたら簡単なスツールでもいいですし、簡単なテーブルでもいいでしょうし。

【小杉委員】 二、三日前にお聞きしたら、芸大と提携してお店みたいなのを出しているところもあるとおっしゃっていたと思うんですけども。

【増田部会長】 そうですね、うん。

【小杉委員】 もっと書いたらいいのではないかなと思うんです。

【増田部会長】 そうですね、うん。

何かもう1点、何かそんなことを少し、もう1点ちょっと強化してもいいのかなという。そんなあたりを私自身今まで出ていなかった議論に加えて2点ほどですけども。いかがでしょうかね。

きょうの意見すべてをまとめることはできませんけれども、前から順次いきますと、森

林業の現状と課題というあたりの中では、少し公益的機能の価値のところを一度チェックしていただきたいという話と、天然林、人工林に共通して鳥獣被害みたいところを少し加えておいていただきたいという話ですね。そのあたりが必要で、それがあってその次に具体的に今後の取り組みの基本方向という話の中で、できたら大阪の持っている森林というのはこんな公益的機能を持っているんですよと。それを維持するためにはこんな管理をしないと、放っておいたらそれは劣化するんですよと。これは人工林であろうと、天然林であろうと、きっちりとやはり間伐行為をしていくということが大事で、それは生態環境の健全性を保つというのと同時に材を育成するという、両面から要りますよという何かそんなページが入って、そしたら、その間伐作業とか持続的管理というのをどんな仕組みで回していったらいいんですかというところへつなげていくような、そんなのを入れたら少しわかりやすくなるのではないかなと。そうでないと、切ったら怒られるというような話にならないとも限らないと。環境破壊しているのと違うかという間違った理解になってしまう可能性がありますので、そんなページを今後の取り組みの基本方向の最も基本的なところで、少しビジュアルに2ページぐらい入れて、それから、それは皆で取り組まないといけないですよという話の中で、そしたら、それを経済的な仕組みとしてどう取り組むのかというのと同時に、天然林と人工林があって、人工林の中にも成熟した森林と生育途上の森林があって、それぞれ施策展開が違いますよということを最初に述べて、市場経済性を高めていくためにはある一定の生産コストなり、流通コストの低減と同時に質の向上みたいなものがある、やはり市場経済の中でもその強さをやっていかないといけないみたいな話も含めてそこを書いて、こっちへ入っていくと。

あとは3ページ目からは全部これ多分、ほとんど言われている内容は大体入っているんだろうと思うんです。文章の組みかえで、過去、大阪府でこんな実績があって、それをさらに拡大するためにこういう制度をつくってという、制度の目的と過去との連携みたいな話を頭書きで出して、おのおの書いていくという形で書いていただければ、きょう皆さん方からいただいたところが大体満足していけるのかなと思います。

9ページ目のところはスモールビジネスの中でそういう直販というんですかね、直売所みたいなものとの連携というようなモデルは1個つukれないかどうか、これは事務局のほうで少し検討していただければと思います。

その次の川上から川下という話の中で、やはり林業における生産コストとか流通コストの低減という話の中でこういう支援ですね、この図の中には書かれているんですけども、

そこが見える形できっちり書くというあたりですね、そのあたりのことを少し修正加筆していただいて展開をしていくと。もう1つは12ページ目のところがこれが大きな森林がぐるっと回っていく持続的管理みたいなところに対して、この間伐材共同収集というのはプロセスの中のどのあたりに当たっていて、循環を意識していますよという話のところを少し付加するという話になろうかと思えます。

それで、最後の生活者との共創という話の中では、木づかい価値創造フォーラムというのは、やはりむしろ川上・川下のマッチングというんですか、顔の見える林業というんですか、そのあたりを中心に据えるというのが1つと、もう1つここに中心に据えるのかどうか、木育というのをここの中に入れるのか、あるいは木育を1校1室教室のところで木育をかなり見えるようにするのか、どちらかの選択だと思うんですけども、そういう形で選択をすると。

あとは条例と財源のところについては、やはり森林環境税の必要論というのはきっちり言うということで、もうちょっとここを強化すると。それは取り組みを導入するのは府民も汗かいてもらいますかわりに、林家のほうも少し汗をかかないかんというバーター的な形の中で環境税を入れていくというようなことを書いておかないと、ただ単に環境税だけではちょっとしんどいかもかもしれません。

そのあたりかなと思うんです。あとは文字の統一だとか、そんなのがございますけれども、そんなあたりを大体ご指摘いただいたのかなということですけども、よろしいでしょうかね。抜けていませんでしょうかね。

【小杉委員】 条例をもう少し具体化みたいなことを……。

【増田部会長】 そうですね、具体的にですね。もう少し理念条例ではないような形で見せないという。

大体それぐらいで、骨子的には大分今までの整理の中で見える形になってきたと思うんですけども、あと一步踏み込むことと、もう少しわかりやすく見せるということですね。

次回の森林審議会が3月の末ぐらいでしたよね、たしか。26日ですね。だから、幸いなことに2カ月間ほどございますので、きょうで一応部会は終わりますけれども、2カ月間ございますので少し作業をできる時間があるかと思えますので、少し事務局にご負担かけるかもしれませんが、内容は皆さんに大体ご了解いただきましたので、それに基づいて修正すると。それに関しましては部会長にご一任いただいて、事務局と調整してということでもよろしいでしょうかね。

はい、ありがとうございます。何か事務局、ございますでしょうか。あまりにも、いやもうそんなことはできませんとか、そんなのあるでしょうか。

【田中自然環境補佐】 先生、1点その際の確認として、事務局の作業になるんですけども、条例、環境税に触れる答申を森林審議会からいただくというのは非常に重みもあって、私どもは応援としてメッセージとして心強いんですけども、本審のときには、本審の会長さんほか、先生方から提言いただくという形になりますので、いただいた宿題を細かい部分も含めてもう一度、3月までにできるだけ頑張って作業させてもらう予定なんですけれども、もう一度各委員に丁寧に回らせていただきたいと思います。

【増田部会長】 そうですね。

【田中自然環境補佐】 そういうお時間だけはお取りいただければなと思います。

それと、全体のまとめの段階は増田先生に見ていただくということになると思いますけれども、もう一度各委員を回らせていただくお時間をおとりいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【増田部会長】 皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、ほかはいかがでしょうか。

【勝又みどり推進課課長】 どうもありがとうございました。

【増田部会長】 むちゃ難題を言うなというような。

【勝又みどり推進課課長】 いえいえ、どうもありがとうございました。まさに大阪の森をどうしていくのかという理念の部分まで、なぜ大事なかを充実せよということで、これはもう徹底的に書こうということなんです、木育基金も具体性を持たさなければいけませんので、至急担当グループには企業を回れという指示もしております。その中で当然企業人に対して大阪の森の必要性を、どう説明をすれば納得いただけるかということもございますので、その辺も踏まえながら、基本的な考え方の前に理念を少し充実したものを入れたいと考えますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【増田部会長】 はい、どうもありがとうございました。

そしたら、一応私のほうでいただいております宿題は大体終わって、終わったというかたくさん宿題をいただいたという形ですけども、これで一応最終の答申に向けての専門部会を終わりたいと思います。非常に熱心にご議論いただいて、ある一定突っ込んだ議論もできたのではないかと思います。どうもありがとうございました。

そしたら、事務局にお返ししたいと思います。

【司会（岡田総括主査）】 はい、どうもありがとうございました。

本日の部会はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —